○法務省告示第二百五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社魚宗フーズ	岡山県岡山市中区桑野七百九番地	食品製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十二年十月十三日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
児島株式会社	岡山県倉敷市児島小川二丁目四番六十号	縫製

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十二年十月十三日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百五十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社エコーシュー	東京都葛飾区東堀切一丁目十九番十号	皮革婦人靴の製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十二年十一月十一日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百五十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社オカベカミコン	愛知県名古屋市守山区苗代二丁目十四番二十八号	紙製品加工（中仕切等）

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十二年十一月十一日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百五十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
ハレルヤ株式会社	大阪府大阪市福島区吉野五丁目五番二十八号	縫製

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十二年十一月十一日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百五十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
コロンバイン株式会社	岡山県瀬戸内市長船町福岡四百七十番地	被服縫製

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十二年十一月十一日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百五十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社エヌ・ワイ・ケイ	東京都中央区八重洲二丁目六番十六号	樹脂ライニング、製缶

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年一月十九日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百五十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子